

イギリスにおける福祉コンディショナリティの展開と影響

阪野 智一

(神戸大学大学院教授)

本稿は、福祉の条件性を強め、受給者の行動変化を求める「福祉コンディショナリティ」の観点から、イギリスにおける一連のワークフェア改革を考察したものである。サッチャー・メイジャー政権による形成から、ニューレイバーによる制度化を経て、イギリスの福祉コンディショナリティは、キャメロン政権下で懲罰的転回を強めた。社会的に排除された人々の労働市場への参入に焦点を当てる「社会統合言説」と個人の行動や道徳的退廃を問題視する「アンダークラス言説」という形で、労働・保守両党間においてその位置づけをめぐる相違が見られる一方、「権利と責任」の強調に象徴されるように、就労の条件化と義務違反に対する制裁は、党派を超えたコンセンサスとなった。それを支えていたのが、有権者レベルにおける「福祉契約主義」の浸透である。権利と義務は相互に条件付けられ、就労や求職活動における個人の責任を強調する個人主義化が進んだ。しかし、ワークプログラムとユニバーサル・クレジットの導入実施によるキャメロン政権下での制裁措置の拡大と厳格化は、就労を促進する上で有効でないだけでなく、求職活動へのインセンティブ向上にもほとんど寄与していないことが明らかにされている。そこに見られるのは、福祉コンディショナリティの強化が、受給者の就労を促進しないまま、給付からの離脱を押し進め、特に社会的に脆弱な人々の社会的排除をさらに促しているという実態である。

目次

- I はじめに
- II 福祉コンディショナリティの拡大と強化
- III ワークフェア改革における相違点と連続性
- IV 福祉コンディショナリティに対する世論の反応
- V 政策実施と効果
- VI 結びに代えて

I はじめに

1990年代以降、それまでの所得保障を中心とする受動的アプローチから、就労やそれ以外の社会参加を促す、能動的で雇用中心的なアプローチへと、福祉国家の再編が進められてきた。その際、

雇用中心的なアプローチには、就労義務強化型と能力開発・就労支援型の2類型が存在すること、そしてイギリスにおける福祉改革が、前者のタイプであることについては既に了解されている。なお2つのタイプを区別する狙いから、後者についてはアクティベーション、前者の就労義務強化型については、ワークフェアという用語を使用する機会が多い(三浦・濱田2012)。

筆者は旧稿において、デンマークの「黄金の三角形」を構成する3要素を、より広義にワークフェアを構成する3要素と捉え、ブレア・ブラウン労働党政権によるワークフェア改革が、①柔軟な労働市場、②手薄い失業保険制度、③低支出・職業斡旋型の積極的労働市場政策の3要素によっ

て特徴付けられること、そして3要素から構成されるトライアングルが、失業者を低賃金労働力として労働市場に送り込む再商品化戦略として作用していたことを明らかにした(阪野 2011)¹⁾。

こうした枠組をキャメロン政権に適用し、分析することも可能であるが、同政権の就労福祉政策についても、既に多数の文献において詳細に紹介されている(菊地 2011; 井上 2014)。それ故以下の本章では、少し視点を変え、従来の研究ではあまり取り上げられていない「福祉コンディショナリティ」(welfare conditionality)という論点から、一連のワークフェア改革の分析を試みたい。

福祉コンディショナリティの要点は、現金給付や福祉支援にアクセスしようとする人々に対して、条件を課すことによって所定の方角に行動するよう求める点にある。こうした条件の典型が、給付制裁措置である。これまでの福祉国家は、失業、疾病、老齢という古典的リスクであれ、ジェンダー不平等、正規・非正規労働者の格差といった新しい社会的リスクであれ、リスクから個人を保護することに重点を置いてきた。これに対して、福祉コンディショナリティでは、人々に対して「社会的に好ましい」行動をとるよう促進することに焦点が置かれる。福祉就労政策は行動変化のためのレバーへと転換され、人々の行動を形成し、方向付けるための「社会的コントロール」の手段として利用されていると言い換えてもよいであろう。その意味で、労働市場への参加促進といった個人の能動性を重視する福祉国家の「アクティベーション的転回」(activation turn)とそうした行動に向けて福祉の条件性を強調する「コンディショナリティ的転回」(conditional turn)は、軌を一にしていると見てよいであろう(Watts and Fitzpatrick 2018: 1-4, 11)。

イギリスにおける一連のワークフェア改革において、就労の義務化、義務違反に対する制裁という福祉コンディショナリティが、給付受給者の行動に対してどのような影響を与えているのか。就労促進という点で果たして有効なのかどうか。社会的排除・包摂といった観点から見た場合、どのような帰結をもたらしているのか。以下では、こういった点を検討したい。

II 福祉コンディショナリティの拡大と強化

1 サッチャー・メイジャー政権による福祉コンディショナリティの形成

イギリスにおける福祉コンディショナリティの形成は、サッチャー政権に遡る。就労促進型の福祉・雇用政策は、ブレア政権が初めて導入したわけではなく、大量失業への対応を迫られたサッチャー政権によって、既に1980年代前半から展開されていた。

まず若年者向け職業訓練政策として、サッチャー政権は、1983年に「若年者訓練事業」(Youth Training Scheme)を開始した。この事業は、16～17歳の就学または就労していない若年者を対象に、職業資格の取得を目的としたもので、90年代以降、「若年者訓練」(Youth Training)へと発展解消されていく。さらに長期失業者対策として、1981年に「地域就労事業」(Community Enterprise Programme)が開始された。これは、18歳以上の長期失業者を対象に地域社会に貢献する仕事(例えば、開墾、造園等)を提供し、参加者には地域の実勢賃金に相当する額を支払うというもので、93年以降、「就労訓練」(Training for Work)へと再編された。

問題となるのは、こうした職業訓練プログラムへの参加が失業給付の受給要件となる形で、雇用政策と福祉政策の連携が図られたことである。特に、80年代末に連動して行われた社会保障法と雇用法の改革は、この点で重要な意味をもつ。まず1988年社会保障法は、18歳未満の若年失業者を所得補助の対象から除外した。そのため、若年失業者は訓練手当の支給と引き替えに、若年者訓練計画への参加を事実上義務づけられることになった。加えて1988年雇用法は、失業者に対して雇用訓練プログラムへの参加を義務づけ、正当な理由なくこれを拒否した場合には、失業給付の受給資格を失うとした。さらに注目すべきは、失業給付の受給要件が厳格化されたことである。1989年の社会保障法改正によって、失業給付の受給資格要件として、労働能力があることその他、

積極的に求職活動を行っていることを失業者本人が証明することが義務づけられた。

そしてイギリスにおける福祉コンディショナリティの形成という点で、重要な意味をもったのが、1996年の改正である。メイジャー政権は、従来の失業給付に代えて、拠出制に基づく失業給付と無拠出かつ資力調査に基づく所得補助の二つを統合した求職者手当 (Jobseeker's Allowance) を導入し、支給期間を従来の1年から原則6カ月に短縮した。さらに、就労意欲のある者のみに求職者手当を支給するという趣旨から、ジョブセンターのアドバイザーとの間に求職者同意書 (Jobseeker's Agreement) を結んでいることを受給要件とした。アドバイザーは、求職者同意書が遵守されているかどうか、2週間毎に監視する責任を負い、求職活動等の不履行に対しては、手当の支給停止という制裁を科す権限も与えられた (Adler 2013 : 230-231 ; 阪野 2002 : 159-160)。

2 ニューレイバーの遺産

1997年に成立したブレア政権によるワークフェア改革の中心に位置するのが、「福祉から就労へ」(welfare to work) 政策もしくは「ニューディール」(New Deal) と名付けられた一連の就労支援政策である。ニューディール・プログラムの導入により、給付を受給する上での就労及び求職活動の義務化が進んだ。ニューレイバーは、イギリスにおける福祉コンディショナリティの制度化において、決定的な役割を果たしたと言える²⁾、同プログラムが政策遺産として、以後の枠組に与えた影響は大きい。

一連のニューディール・プログラムは、就業困難者の雇用可能性 (employability) を高めることを目的としたプログラムであり、概ね次の3つの段階から構成されている。その中核をなす若年者向けニューディールに即して言えば、6カ月以上求職者手当を受給している失業者は、まず第1段階として、「ゲートウェイ期間」(gateway period) において、就労に向けて活動計画 (action plan) を作成し、パーソナル・アドバイザーによる職探しの支援、指導等の就労重点面談 (work focused interview) を受けなければならない (最大13週

間)。これによっても就職できなかった場合、第2段階として、次の4つの選択肢から1つを選択しなければならない。すなわち、①助成金付き雇用、②ボランティア団体での就労、③環境保全事業への参加、④フルタイムの教育・訓練の参加である (6~12カ月)。そして、上記オプション期間終了時においてもまだ就職できなかった場合は、第3段階の「徹底遂行」(follow-through) 期間において、パーソナル・アドバイザーの助言等を受けながら求職活動を継続することが求められた (最大6カ月) (Harai 2010 : 4)。

福祉コンディショナリティという観点から、ブレア・ブラウン労働党政権によるワークフェア改革の展開を見た場合、注目すべきは次の2点である。

第1は、対象範囲の拡大である。18~24歳の若年者向けニューディールと25歳以上の長期失業者向けニューディールが1998年4月に導入されて以降、一人親、障がい者、失業者のパートナー、さらに50歳以上の中高齢者へと対象が拡大されてきた。それは、労働市場の外部に位置し、育児、疾病、障がい等の理由から、これまで就労要件を免除されていた人々も、経済活動者と位置づけられ、コンディショナリティの適用対象となったことを意味した (Daguerre 2015 : 134)。

第2は、就労活動の義務化の拡大である。ニューディールの導入に伴い、若年者と25歳以上の長期失業者は、第1段階におけるパーソナル・アドバイザーとの面談や、第2段階における就労関連活動 (就労体験、職業訓練等) への参加を義務づけられ、正当な理由なく履行しなかった場合、最長26週間の求職者手当の支給停止という制裁を受けた。

これに対して、一人親ニューディールの場合、1998年10月の導入当初は、プログラムへの参加は任意とされていた。しかし、2001年3月の政府緑書「現代社会の完全雇用に向けて」によれば、一人親の就労率は、過去20年間において初めて50%を上回る水準にまで上昇したものの、所得補助の受給率が依然として高いという課題を抱えていた。そこで、政府は一人親の就労率70%という目標を掲げ、全ての一人親に対して、所得補

助を申請する際には、2001年4月からパーソナル・アドバイザーとの就労重点面談を義務づけた。さらに、所得補助を申請できる要件である16歳未満という末子の年齢を、2008年10月からは12歳未満、2009年10月からは10歳未満、2010年10月からは7歳未満へと段階的に引き下げた。なお、キャメロン政権下では、2012年5月から、さらに5歳未満に引き下げられた (DfEE 2001: 19, 29; Daguerre and Etherington 2014: 24-26; 井上 2014: 63-64, 69)。

障がい者向けニューディールについても、2001年7月からの本格的実施当初は、プログラムへの参加は任意であった。しかし同年10月、就労不能給付 (incapacity benefit) を新規に受給する障がい者に対して、就労重点面談が義務づけられた。2006年1月の政府緑書「福祉のためのニューディール」は、労働年齢人口の就業率80%を目標に掲げ、就労不能給付受給者を100万人削減するとした (DWP 2006: 3)。それを受けて2008年10月より、就労不能給付に代えて、就労支援手当 (Employment and Support Allowance) が導入された。受給申請者は、まず労働能力評価 (work capability assessment) を受けなければならない。このことは、給付の受給資格が、従来のような健康上の問題ではなく、有償労働への参加能力に条件づけられたことを意味した。審査の結果、受給者は支援グループと就労関連活動グループに二分され、障がい重度でない後者のグループは、パーソナル・アドバイザーとの就労重点面談だけでなく、就労関連活動への参加も義務づけられた。正当な理由なく義務を怠った場合には、就労支援手当は段階的に減額される (Daguerre and Etherington 2014: 26-28; 井上 2014: 131-136)。

3 キャメロン政権による懲罰的転回

2010年に成立したキャメロン政権によって、特に2012年の法改正以降、イギリスの福祉コンディショナリティは、さらに懲罰的な方向への転回 (punitive turn) を強めた (Fletcher and Wright 2018: 324, 329)。まずキャメロン政権は、前労働党政権が展開してきた一連のニューディール事業を「ワークプログラム」(Work Programme) に統

合一本化し、2011年6月から実施した。プログラムの対象者は、求職者手当ないし就労支援手当の受給者であるが、年齢や就労が困難な度合いに応じて9グループに分けられ、プログラムへの参加時期 (給付受給後何カ月で参加するのか)、参加義務の有無が、グループ毎に定められた (Dar 2016: 4)³⁾。また、2011年4月から、就労意欲に問題があると判断された受給者を対象に、「強制就労活動」(Mandatory Work Activity) が導入された。これは、ジョブセンター・プラスのアドバイザーの指示によって、最長4週間、1週間当たり30時間まで、地域のコミュニティに貢献する活動 (公共施設の再建、住宅の保守作業、チャリティ活動等) への無給での参加を義務づけるもので、1回目の義務違反の場合は、13週、2回目の義務違反では、26週の給付停止という制裁が科された (DWP 2011)。

福祉コンディショナリティの懲罰的転回という点で、特に重要なのが、「ユニバーサル・クレジット」(Universal Credit) の導入である。ユニバーサル・クレジットは、2012年10月に成立した福祉改革法の中心的柱であり、2013年4月から一部地域において試験的に導入された後、同年10月以降、段階的に全国実施が進められた。

ユニバーサル・クレジットは、所得補助、求職者手当、就労支援手当、住宅給付、就労税額控除、児童税額控除の6つの資力調査付き給付を一つの制度に統合するものである。導入の目的は、複数の省庁や自治体にまたがっていた給付管理業務を一元化し、行政の簡素化を図ることにあるが、それだけではない。より重要なのは、就労促進により「福祉依存」を克服することにあった (DWP 2010a: 9-16)。

就労インセンティブを強化するため、次のような措置が盛り込まれた。第1に、就労によって生じる給付の減額、すなわち逓減率 (taper rate) が従来の制度では給付の種類により異なり、90%を超える事例もあったのに対して、全体の逓減率を一律65%とした。第2に、就労して得た収入の内、一定額が「勤労控除額」(earnings disregards) として、給付査定基準額となる所得額から控除された。第3に、就労者の平均収入より受給総額

を低く抑えるために、給付受給総額に上限が設けられた。カップル・一人親世帯には週当たり約500ポンド、単身世帯には週当たり350ポンドという給付の上限が、2013年4月から適用されることになった。第4に、ユニバーサル・クレジットを受給するためには、申請者はジョブセンター・プラスのワークコーチ⁴⁾との間で、「受給者誓約」(claimant commitment)を結び、求職活動に取り組むことを要件とされた。義務違反の内容・度合いに応じて、高・中・低レベルの3区分に給付停止措置が類型化されると共に、違反を繰り返すと制裁は一層重くなり、給付停止の最長期間が従来の6カ月から3年に延長されるなど、制裁措置の体系化と厳罰化が進んだ。(DWP 2010a : 2010b : HC Work and Pensions Committee 2012 : 46 ; 井上 2014 : 96-102)。

Ⅲ ワークフェア改革における相違点と連続性

Ⅱでは、福祉コンディショナリティという観点から、サッチャー・メイジャー政権以降の一連のワークフェア改革を概観した。そこには、どのような相違点と連続性が見られるのか、この点を再度検討しておきたい。

まずサッチャー・メイジャー政権下のワークフェア政策とニューディール・プログラムとの異同であるが、失業給付の受給要件として就労ないし職業訓練プログラムへの参加を義務づけている点で、両者の間には原理的な違いはない。しかし、政策の目標・位置づけという点で相違が見られる。

サッチャー・メイジャー政権によるワークフェア政策は、緊縮的な財政政策が生み出した失業問題への事後的対処という性格を強く持った。言い換えると、1980～90年代の保守党政権によるワークフェア政策は、福祉・雇用政策の新たな路線として明確な意味づけが与えられていたわけではなかった。これに対してブレア政権は、貧困問題を争点化し、社会的排除への闘いを福祉国家の課題に置いた。その中核的政策が、ニューディール・プログラムであり、一連の政策は、雇用可能性の

向上による社会的包摂戦略として、積極的な意味づけがなされた。

もっとも社会的排除自体が多次元的な概念で、レヴィタスによれば、少なくとも次の3つの考え方があるという。すなわち第1に、自由市場資本主義の構造的不平等を重視し、富の再分配を主張する「急進的平等言説」(Radical Egalitarian Discourse)。第2に、依存の文化といった社会的に排除された個々人の道徳や行動を問題にする「道徳的アンダークラス言説」(Moral Underclass Discourse)。第3に、労働市場への参入に焦点を当てる「社会的統合言説」(Social Integration Discourse)である(Levitas 1998 : 7-28)。

この内、ブレア政権は基本的に第3の立場に立ち、労働市場から排除された人々の社会的包摂を政権の一義的な課題とした。これに対して、キャメロン政権は、第2の「道徳的アンダークラス言説」に立っていた。貧困や社会的排除は、個人の行動や道徳的退廃によるものとされ、需要不足といった貧困の構造的な原因は重要視されていない。政権発足後の2010年7月に公表された政府緑書「21世紀の福祉」に示されるように、給付受給要件の厳格化による「福祉依存」の削減に、ワークフェア改革の重点が置かれた(Daguerre and Etherington 2016 : 212 ; DWP 2010a : 4-5)。

しかし、ワークフェア・プログラムの実施体制に着目した場合、ブラウン政権とキャメロン政権との間には、就労支援事業の民間委託、市場化という点で、顕著な連続性が見られる。2007年に成立したブラウン政権は、長期失業者への対応として、既存の若年者向けニューディール、25歳以上向けニューディール、さらに雇用ゾーン(特に長期失業者が多い地域向けプログラム)を一本化し、2009年10月より「フレキシブル・ニューディール」(Flexible New Deal)を導入した。対象者は求職者手当を12カ月以上受給している者で、最初の12カ月は従来通り、ジョブセンター・プラスで就労支援を受けるが、12カ月以降は、フレキシブル・ニューディールに移行する。ブラウン政権は、この段階での就労支援を民間のプロバイダーに委託すると共に、プロバイダーに支払われる報酬に成果主義を導入した(Morgan 2009 :

菊地 2011: 15)。

キャメロン政権は、予定されていたフレキシブル・ニューディールの全国展開を中止し、それに代えて2011年6月より、ワークプログラムを導入した。しかし、実際には民間委託、成果報酬制という手法は引き継がれ、一層徹底された。まず、民間事業者間の競争を促すため、全国を18地域に分割し、それぞれの地域において入札により、事業の実施責任を担う「元請け事業者」(prime providers)が選ばれ、事業の実施は、さらにその下の「下請け事業者」(subcontractors)に委託された。政府による指示は必要最低限に留められ、民間事業者が支援内容について裁量権を持つ、black box方式と呼ばれる、柔軟なアプローチが採用された。また成果報酬制についても、プログラム開始時に参加者数に比例して支払われる初期報酬(attachment payment)に加え、プログラム参加者の就労に成功した場合、すなわち13週間もしくは26週間にわたって就労が継続した場合には「就労成果報酬」(job outcome payment)が、さらにその後も就労が継続した場合には、4週間毎に「就労維持報酬」(sustainment payments)が支払われることになった(Dar 2016: 3, 19; 菊地 2011: 16-18)。就労支援という公共サービスの供給に選択と競争を導入し、市場化を推し進めるといって、ブラウン政権とキャメロン政権との間には、強い連続性が確認できる。

政権を超えた連続性は、こうしたワークフェアの実施体制だけに見られるわけではない。一連のワークフェア改革に共通しているのが、「権利と責任」の強調である。ブレアは「第三の道」が目指すべき4つの基本的価値の1つとして「責任」を掲げ、「我々が享受している権利は、我々が負う義務を反映している」と、権利に伴う義務の重要性を強調した(Blair 1998: 3-4)。ブレア政権発足後の最初の政府緑書「わが国の新たな野心——福祉のための新たな契約」も、同政権の目的は、就労を中心に福祉国家を再建することにあるとし、権利と責任を公正にマッチングすることで就労を促進するとしている(DSS 1998: 23)。同様の言説は、キャメロンによるワークフェア改革においても見られる。2010年7月の政府緑書「21

世紀の福祉」は、「就労と個人の責任は、新しい給付制度の中心に位置づけなければならない」とし、次のように述べる。「求職活動ないし就労に向けた準備が可能な個人には、給付を受給するための条件として、そうすることが求められなければならないし、各人に課せられた責任を果たすことができない場合は、給付削減といった制裁に直面しなければならない」と(DWP 2010a: 6, 28)。「権利と責任」というレトリックを核に、給付の受給要件として就労を義務化し、義務違反に制裁を科すことが、労働・保守両政党間のコンセンサスとなっていることが読み取れよう⁵⁾。

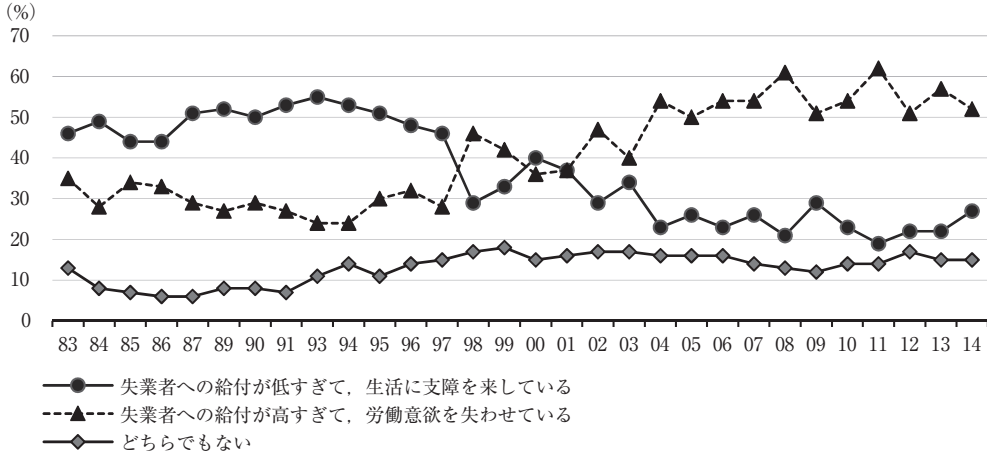
IV 福祉コンディショナリティに対する世論の反応

注目されるのは、こうしたコンセンサスが、政党間に留まらず、有権者レベルでも広範囲に浸透していることであろう。

失業者への支援について、世論がどのように考えているのか、この点をまず確認しておこう。図1は、「イギリスの社会的態度」(British Social Attitudes)による世論調査の結果を基に、失業給付に対する認識の推移を示したものである。「失業者への給付が低すぎて、生活に支障を来している」との回答の割合は、1980年代半ばから90年代半ばにかけて、44%から55%の間を推移していたが、その後低下し始め、2011年には19%にまで落ち込んだ。他方で、「失業者への給付が高すぎて、労働意欲を失わせている」との回答の割合は、1993年の24%から2011年の62%へと急増していることが分かる。その後若干の変動があるとはいえ、大半の人々が、失業者への給付が高すぎると考えている傾向に変わりはない。こうした傾向は、失業者に対する給付支援を減らすべきであるとの考えにも繋がっていく。

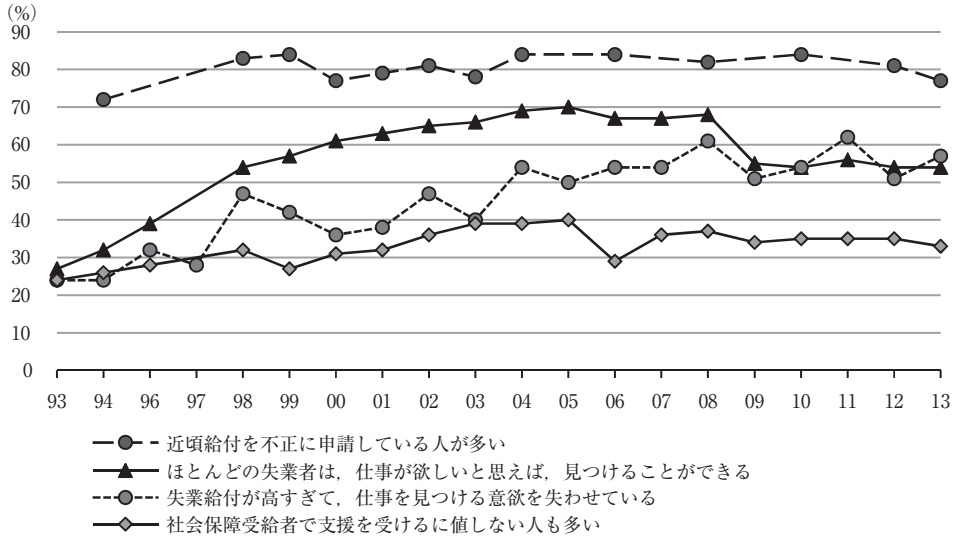
図2は、社会保障の受給者に対する世論の推移を表したものである。「失業給付が高すぎて、仕事を見つける意欲を失わせている」に賛成と答えた割合の推移は、先に述べた傾向と変わりはない。注目されるのは、「ほとんどの失業者は本当に仕事が欲しいと思えば、見つけることができ

図1 失業給付額に対する認識の変化 1983～2014年



出所：Taylor-Gooby 2015：99, Table A.5 より作成。

図2 給付受給者に対する態度の推移 1993～2013年



出所：Baumberg 2014：121, Table A.1 より作成。

る」との意見が、1993年の27%から2005年の70%へと急増し、その後は減少傾向にあるものの、50%台の高止まりにあることであろう。「給付を不正に申請している人が多い」との意見も、72%から84%の非常に高い水準を推移している。「社会保障受給者で支援を受けるに値しない人も多い」と回答している人の割合も、20年前に比べて増えていることが分かる。

これらのデータは、有権者レベルでも、就労を受給要件とし、義務違反に制裁を科すという福祉コンディショナリティの原則に対して強い支持があることを示している。では何故世論は、失業者

への支出や支援に批判ないし反対する方向へと転換したのであるだろうか。2008年～2009年の景気後退にその原因を求めることは適切ではない。批判的な方向への転換は、1997年のブレア政権成立以降から既に起こっているからである。その要因は、社会権を基礎に置いた福祉国家から、国家と個人の契約を中心に据えた福祉国家への移行、すなわち「福祉契約主義」(welfare contractualism)の浸透に求められよう。

市民としての義務を上回る社会権の拡大が危機をもたらしたとする福祉国家批判を受け、それへの政策的対応として、多くの先進諸国は1980年

代以降から、特に就労福祉政策の領域において、契約主義にたった改革・規制様式を展開していく (Ervik, Kildal and Nilssen 2015 : 1)。ブレア政権が 1998 年に公表した政府録書の副題に象徴されるように、イギリスもその先端事例であることは言うまでもない。

福祉契約主義の第 1 の特徴は、互酬性 (reciprocity) の構造、特に権利と義務の関係の捉え方にある。平野寛弥氏が明解に整理しているように、福祉契約主義では、権利と義務とは相互に条件付けられ、義務を履行した市民にしか権利が付与されない。福祉契約主義と異なる「贈与関係」(同胞愛の精神に基づく贈与) の場合、自分が義務を履行するかどうかは、他者が履行するか否かに関わりなく、自発的に判断される。また、新しい互酬性論である「多様な互酬性」(diverse reciprocity) では、誰もが権利と義務を負うが、義務の履行は履行能力に依存しているため、ここでも権利と義務は相互に条件付けられていない。これに対して、権利と義務が相互に条件付けられている福祉契約主義の下では、市民が義務を履行しない限り、国家と市民との間での権利の互酬性が成立しない。つまり、義務を伴わない権利は認められない (平野 2012 : 242-248)。

福祉契約主義の第 2 の特徴は、集团的義務から個人的責任への重点シフトである。これまでの福祉国家は、リスクへの対応を国家の責務とし、リスクからの保護を求める権利を社会権として拡大してきた。しかし、福祉国家の市場化と関わって、福祉国家の問題認識や対処の手法に関わって、個人の責任という言説が台頭してきている。就労福祉政策における組織化・正統化原則としての契約の導入は、福祉の権利・義務の概念化における個人主義への動き、つまり個人主義化 (individualisation) と軌を一にしている (Ervik and Kildal 2015 : Ervik, Kildal and Nilssen 2015 : 10-11)。

以上において見てきたように、福祉契約主義が支配的な言説になるに伴い、就労や求職活動における個人の責任が一層強調されるようになった。就労ないしそれに向けた義務を果たす個人と国家の間でのみ互酬性が成立し、権利が付与されるこ

とになる。こうして、セージが指摘しているように、契約と条件が福祉国家の中心に置かれたことが、失業が個人の問題とされ、社会的結束や公正さといった社会規範から切り離されてしまうことの主要因となったと見ることができよう (Sage 2012 : 371)。

V 政策実施と効果

1 就労支援政策の雇用効果

では、これらのプログラムは、失業の改善に実際どの程度効果があったのであろうか。政府の公式発表によると、2001 年 8 月段階で計約 30 万人の若者が就職した。「25 万人の若年失業者の就職実現」という労働党の 1997 年選挙綱領に掲げられた目標は、達成されたと言えるが、問題がないわけではない。

第 1 に、ニューディール・プログラムは、労働市場の供給サイドに力点を置いた政策であって、それ自体が雇用を生み出すわけではない。失業率の減少は、このプログラムの効果というよりも、年率 3% 台の実質成長に示される、90 年代中葉以降からのイギリス経済の好調に因るところも大きい。

第 2 に、継続的な雇用に就かず、低賃金労働と失業との間を回転ドアさながらに反復する人の割合が極めて高い。政府が基準とした、13 週以上という継続的な雇用に就いているのは、プログラム修了・離脱者の 44% に過ぎない。2007 年の全国会計検査院の報告書によれば、就業者の内、27% が 13 週以内に、40% が半年後に再び失業して求職者手当の受給者になっているという (阪野 2011 : 177-178, 180)。

第 3 に、ブレア・ブラウン労働党政権下では、就労こそが最善の貧困対策であると位置づけられていた。この点に関わって問題とされるべきは、「就労していても貧困」(in-work poverty) という状態、つまりワーキングプアの増大である。所得中央値の 60% を相対的貧困線とした場合、貧困世帯に占めるワーキングプア世帯の割合は、2006 年で 57% にも及んだ。1996 年から 2005 年度ま

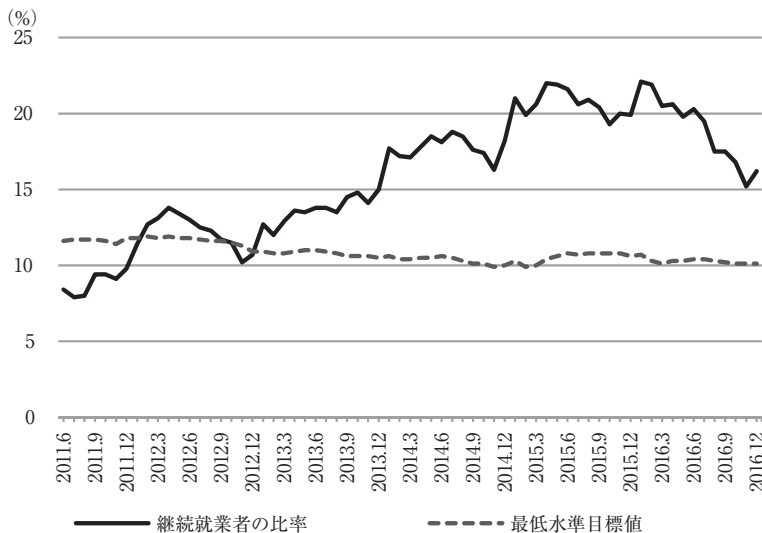
での推移をみてみると、就労者がいない無業（workless）貧困世帯数が220万から180万へと減少しているのに対して、ワーキングプア世帯数は200万から250万へと増大している。見られるとおり、雇用の増大は、貧困の削減に必ずしも結びついていない。2008年に財務省、雇用年金省、児童・学校及び家族省が連名で公表した報告書「児童貧困の根絶」が認めているように、就労の中身が、低賃金・短時間・低技能労働である傾向が強く、そのことがワーキングプアの増大を生んでいると言えよう（Cooke and Lawton 2008：34；HMT, DWP and DCSF 2008：20）。

キャメロン政権下のワークプログラムについて言えば、政府は就労成果報酬対象者の割合、すなわち13週もしくは26週にわたって継続して就業している者の割合について、最低水準目標値を月単位で設定している（11.9～9.9%の数値）。図3に示されるように、実績値は事業開始初年度では目標値を下回ったものの、2013年1月以降は、目標値を上回り、2016年1月には22.1%に達した。その後、この割合は下降し始め、2016年11月には、15.2%にまで低下している。対象者グループ別に見てみると、図4に示されるように、18～24歳の求職者手当受給者や25歳以上の求職者手当受給者に比べて、雇用支援手当新規申請者の場

合、継続就業者の割合は、前二者のおよそ半分以下の水準に留まっている。事業者への成果報酬については、就労が困難なケースほど高額になるよう設定されているが、現実には就労が簡単なケースが支援対象となり、逆に成果に繋がりにくい者を就労支援の対象から除外するという傾向（creaming and parking）が窺える（Dar 2016：27-28）。

低賃金労働と失業の間を往き来する「回転ドア問題」（revolving door syndrome）についてはどうか。雇用年金省の2014年の調査によると、調査時点で有償労働ないし自営業に就いたのが、ワークプログラム参加者の内、32.8%であった。就業したプログラム参加者の内、週30時間以上のフルタイム労働に就いているのが44%、パートタイム労働の割合が41%で、低技能職種に著しく偏っているという。プログラム参加者の52.4%が、「就労支援でワークプログラムは何の役にも立っていない」と回答している。さらに就業したプログラム参加者の内、雇用期間が6カ月未満の割合は30%、これに対して6～12カ月が21.6%で、12～18カ月、18カ月以上が、それぞれ23.5%、23.9%を占めた。成果報酬制の導入により、雇用の継続に改善が見られるとは言え、2014年の調査時点では、プログラム参加者の7割近く

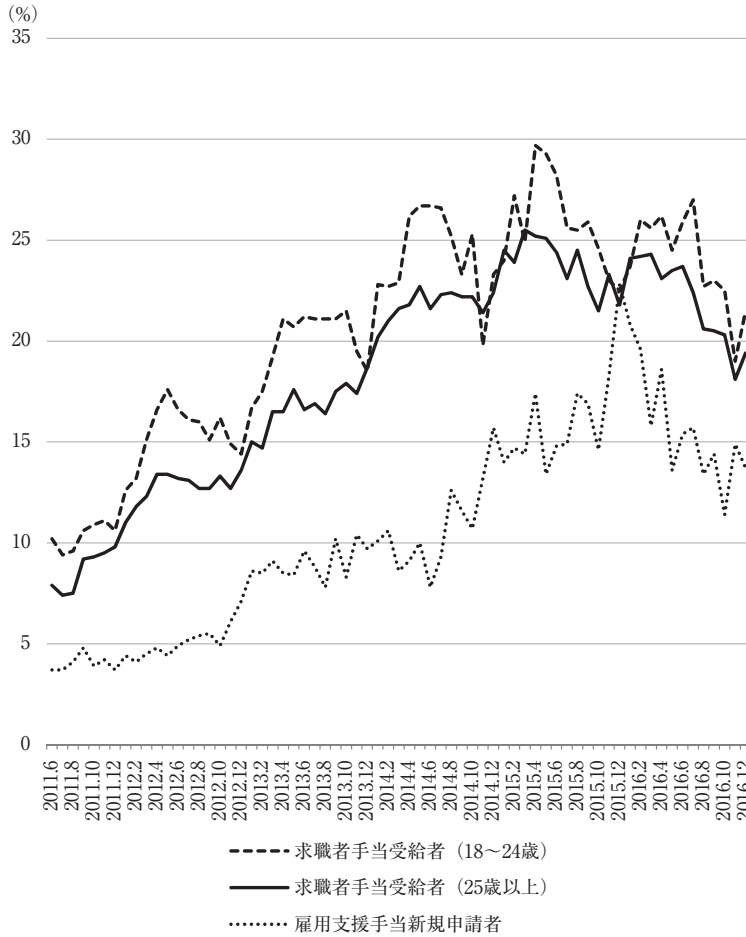
図3 継続就業者の比率と最低水準目標値の推移 2011～2016年



注：グラフは、ワークプログラム参加者に占める継続就業者の比率と政府が設定した最低水準目標値の推移を示している。

出所：DWP 2018, 1.3a, 1.3b より作成。

図4 対象者グループ別にみた継続就業者の比率の推移 2011～2016年



出所：DWP 2018, 1.3a より作成。

が就業していない (DWP 2014 : 99, 104, 111,114)。

ワーキングプア問題も依然として解消されていない。財政研究所の分析によると、就労世帯に占める相対的貧困世帯（住居費控除後所得中央値の60%未満）の比率は、1994年度の13.5%からキャメロン政権発足時には16%台に、さらに2017年度には18.2%に増加している。ワーキングプア増大の原因は、住居費の高騰に加え、子どもをもつ一人親の就労率が、1994年度から2017年度において、2倍近く向上したものの、その大半が低賃金労働であることに求められるという (Bourquin et al. 2019 : 12-13, 17-23)。

2 給付制裁の実態と有効性

福祉コンディショナリティの観点から問題にしたいのは、給付の停止等の制裁措置が、実際の

程度実施され、有効であったのか、という点である。表1は、政府が公表した求職者手当とユニバーサル・クレジットの受給者数（月平均値）を分母に、制裁措置件数（月平均値）を分子にして、粗制裁比率（crude sanction rate）を算出し、その推移を示したものである。粗制裁比率は、2000年代は2～3%台を推移していたが、2010年のキャメロン政権から急速に上昇し始め、2013年には6%に達し、その後2015年以降は3%台に減少している。キャメロン政権下、とりわけ2012年以降の粗制裁比率の上昇は、2012年福祉改革法により、制裁措置が強化されたことによるとの理解は一見可能かもしれない。しかし、その後制度改正が行われていない以上、2015年以降の粗制裁比率の減少は、こうした制度的要因からでは説明できない。表1からは、粗制裁比率の増

表1 求職者手当・ユニバーサルクレジット受給者の制裁措置比率の推移 2001～2016年

年	受給者数 (月平均)	制裁措置件数 (年計)	制裁措置件数 (月計平均)	粗制裁比率 (%)	調整制裁比率 (%)
2001	969,900	300,104	25,009	2.58	7.02
2002	946,600	305,080	25,423	2.69	7.02
2003	933,000	282,096	23,508	2.52	7.32
2004	853,300	258,985	21,575	2.53	6.41
2005	861,800	267,172	22,264	2.58	6.38
2006	944,900	278,827	23,235	2.46	6.42
2007	864,500	351,341	29,278	3.39	7.16
2008	906,100	380,028	31,669	3.50	8.94
2009	1,527,700	471,476	39,290	2.57	7.84
2010	1,496,400	742,030	61,836	4.13	7.73
2011	1,534,300	738,850	61,571	4.01	12.09
2012	1,505,600	904,965	75,414	5.01	10.17
2013	1,424,300	1,037,000	86,417	6.07	13.83
2014	1,036,000	702,000	58,500	5.65	16.68
2015	797,800	358,000	29,833	3.74	—
2016	774,100	339,000	28,250	3.65	—

出所：Adler 2018：51, Table 4.4 より作成。

減が、受給者数の増減と密接に連動していることが分かる。受給者数の増加に伴い、制裁が強化され、逆に2015年以降は、受給者数の減少により、制裁が緩和されたと見ることができよう。

失業期間したがって給付期間が一カ月を超えるものが多いため、制裁件数を月単位で計測することは適切でない。また、現実には分母となる受給者も入れ替わっている。こうした点や、制裁措置の期間中に失業者が給付申請を停止することによって制裁措置が中断されたケースも考慮に入れ、年単位で算出を試みたのが、表1に示された調整制裁比率である。調整制裁比率は、6%台から16.7%の間を推移し、粗制裁比率の2~3倍ほど大きい。2014年2月、情報公開の要請に応じて労働年金省は初めて、繰り返し制裁措置を受け

た受給者も含め、年単位での求職者手当受給者の制裁比率を公表した。表2は、その数値を示したものである。2013年度には、制裁比率は18.4%にも達している。さらに、労働年金省は情報公開の要請を受けて、2009年度から2013年度までの5年間にわたる求職者手当受給者の内、22.3%が制裁措置を受けていたことを公表した。制裁措置を受けているのは、受給者のごく少数にすぎないという政府の見解とは異なり、現実には制裁措置を受けた受給者は相当な割合を占めていると見るべきであろう(Adler 2018：52-53)⁶⁾。

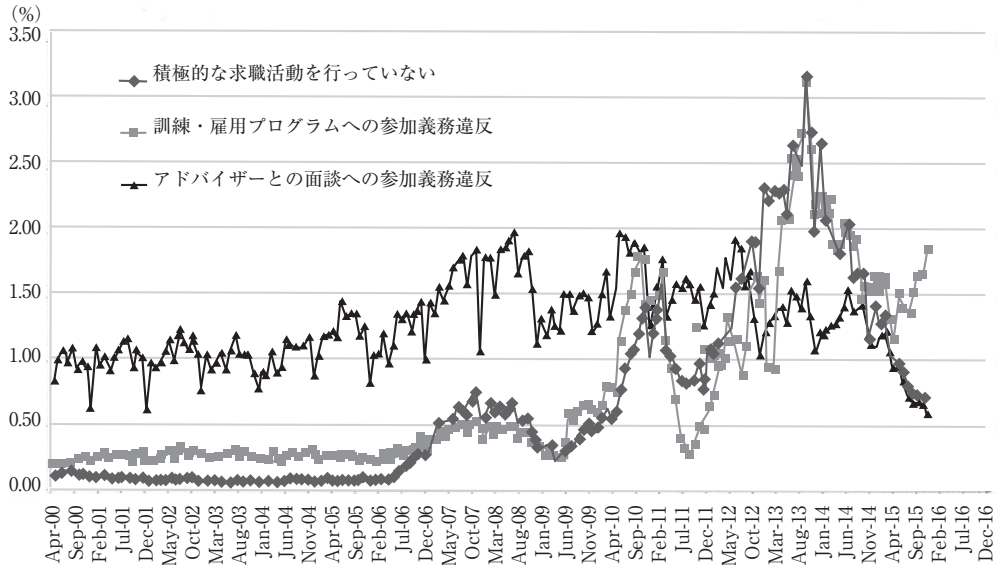
では、受給者はどのような理由で制裁措置を受けているのであろうか。図5は、制裁措置適用となった主な理由の推移を示したものである。2000年代には低位で推移していた「訓練・雇用プログラムへの参加義務違反」と「積極的に求職活動を行っていない」ことを理由とする制裁比率は、2010年から増加し始め、2011年夏頃にかけて一旦低下するものの、その後再び増加し、2014年には、制裁措置適用の最大の理由となっている。特に注目されるのが、2012年以降の「積極的に求職活動を行っていない」ことを理由とする制裁比率の急増である。それは、先に述べた2012年福祉改革法による、制裁の厳格化に因るところが大きい。従来の制度では、受給資格は一旦停止されるものの、すぐに再申請が可能であったのに対

表2 求職者手当受給者の制裁比率(年単位) 2007～2016年

年	制裁比率 (%)
2007～2008	11.8
2008～2009	9.8
2009～2010	10.8
2010～2011	15.1
2011～2012	13.2
2012～2013	16.0
2013～2014	18.4
2014～2015	14.1
2015～2016	8.2

出所：Adler 2018：53, Table 4.5 より作成。

図5 主な理由別制裁措置比率の推移 2000～2016年



注：グラフは、主な制裁理由別に、月単位での求職者手当受給者に占める制裁措置件数の比率（%）の推移を示している。
出所：Adler 2018：56, Fig. 4.2 より作成。

して、制度改正により、この理由は、中レベルの義務違反と位置づけられ、初回の場合は4週、2回目以降は12週の求職者手当支給停止という制裁措置が科されることになった。他方で、従来は最大の理由であった「アドバイザーとの面談への参加義務違反」による制裁比率は、制度改正と前後して減少傾向にある（Adler 2018：38-39, Table 3.2, 54-55）。

福祉コンディショナリティの本質は、給付受給の要件化と義務違反への制裁によって、受給者の行動に影響を与えることにある。しかし、受給者の就労・求職活動の促進に対する制裁措置の有効性を疑問視する研究が多い。

例えば、2001年5月から2014年12月までの期間を対象に、イギリスの労働市場と制裁措置との関係を多変量解析の手法によって分析したツールバット等によると、制裁措置の通告・実施は、短期的には一定の影響を与えているとは言え、長期的には給付からの離脱や就労促進にプラスの影響を与えていない。特に、2012年以降の制裁措置の厳格化は、受給者の給付からの離脱と持続的な雇用の促進という点で、全く有効でないという仮説を否定できないという（Taulbut, Mackay and McCartney 2018）。

また、ヨークシャー大学のドワイヤー教授を研究代表とする「福祉コンディショナリティ——制裁、支援、行動変化」（Welfare Conditionality: Sanctions, Support and Behaviour Change）研究プロジェクトは、52名の政策担当者への面談、計27のフォーカス・グループによる第一線福祉実務担当者への調査、そして延べ1082名にも及ぶ福祉サービス利用者への面談によって、制裁措置等の条件が、給付受給者の行動変化にどのような影響を与えているのか、2013年から2018年まで調査研究を行った。2018年5月に公表された最終報告書では、次のような知見が明らかにされている。すなわち、給付の支給停止等の制裁措置は、有償労働への就労を促進する上で有効ではないだけでなく、求職活動へのインセンティブ向上にもほとんど寄与していない。福祉コンディショナリティが、意図された機能を果たしていないだけでなく、貧困を増加させ、人々を犯罪に追い込み、あるいは健康状態を悪化させ、特に精神面で深刻な悪影響を与えているケースも少なくないという（Dwyer 2018）。

ここに見られるのは、制裁措置の拡大と厳格化が受給者の就労を促進しないまま、給付からの離脱と、結果的に社会的排除を促しているという実

態である。事実、集計データの分析からも、障がい者や一人親の受給者が多い地域ほど、制裁比率が高くなる傾向があることが経験的に明らかにされている。このことは、福祉コンディショナリティの強化が、受給者のスティグマ化を推し進め、社会的に脆弱な人々の社会的排除をさらに強めていることを意味する (Reeves and Loopstra 2017)。

VI 結びに代えて

以上において、サッチャー政権以降の一連のワークフェア改革を福祉コンディショナリティの観点から検討してきた。就労の義務化、義務違反への罰則強化という点に関わって、以下の3点を指摘することで、結びに代えたい。

第1に、ブレア・ブラウン政権によるワークフェア政策は、社会的排除・包摂と密接に結びついて展開されてきた。生活困窮者を労働市場に結び付け、経済的に自立させることが最重要課題とされたのである。労働市場への参加促進が、社会的排除・包摂の中心的な位置を占めるとは言え、排除・包摂の場はそれだけに限定されない。例えば、「貧困と社会的排除」研究プロジェクトは、社会的排除を大きく次の3つの側面、すなわち、A. 資源 (低所得、サービスへの適切なアクセスの欠如、社会的孤立)、B. 参加 (労働市場からの排除、社会的活動・政治的参加の低下、義務教育からのドロップアウト)、C. 生活の質 (健康状態の悪化・生活への満足度低下、居住環境の問題化、ハラスメント・差別) に区分し、各領域において見られる多次元的な現象として捉えている (Bailey, Fahmy and Bradshaw 2018 : 316-317)。

社会的排除・包摂に関する研究面での分析・理解の多次元化が進む一方、政府による現実の取組は、労働市場への参加強制という性格を強め、かつ政策課題としての社会的排除・包摂の重要性についての認識も低下しているように思われる。そのことを端的に示しているのが、担当部署の改廃であろう。ブレア政権は、この問題への対策として、省庁横断的に取り組む「社会的排除対策室」(Social Exclusion Unit) を1997年12月、内閣府

内に設置した。EU加盟国で、政府内にこうした部署を設置したのはイギリスを置いて他にない。しかし「社会的排除対策室」は、2006年に「社会的排除タスクフォース」(Social Exclusion Task Force) に降格され、さらにキャメロン政権下の2010年11月には、このタスクフォース自体も廃止された。

第2に、強制を基礎に置いたワークフェアと異なり、自発性に基づく就労支援プログラムである「媒介的労働市場」(intermediate labour market : ILM) についても触れておく必要があるだろう。ILMは、長期的失業者や就労上の困難を抱えている人々を実際に雇用し、雇用可能性を高めることで、一般の労働市場への架け橋となる労働市場の提供を目的としている。その特色として、①事業主 (民間営利企業、非営利組織等) との短期契約による雇用労働に職業訓練が組み合わされたプログラムであること、②したがって福祉的就労ではなく、正規の雇用契約であり、③プログラム参加期間中は、公的扶助を受給するのではなく、仕事への対価として給与が支払われる、つまりワークフェアのように就労と給付受給とが相互に条件付けられていない等が挙げられる。他の就労支援策と比較して、プログラムの中途離脱者の比率は低い。プログラム終了後の就職率は60%を超え、雇用の継続率も高い (Finn and Simmonds 2003 : 谷 2016)。

ILMは全国的に広がっているとはいえ、地域のイニシアティブによるものであって、全国的なプログラムではない。谷太一氏は下院議会文書の分析から、ニューディール初期にはILMを積極的に取り入れようとする姿勢が政府に見られたが、2000年代中葉以降、ILMのもつ雇用創出面をリスクと捉え始めたことにより、政府政策としての位置づけが急速に低下していったことを明らかにしている。2000年代末以降、ILMに関する政府の調査報告書が、管見の限りではあるが、全く見られないのも、そのことを反映していると言えよう (谷 2017)。

第3に、労働党は2017年総選挙のマニフェストで、「懲罰的な制裁体制の解体」を掲げた。それを受けて、2018年8月、マクドネル影の財務

相は、ユニバーサル・ベーシックインカム (universal basic income) の試験的導入を次期総選挙のマニフェストに盛り込む計画があると述べた。それは、キャメロン政権、そしてニューレイバーによって導入・制度化されてきた福祉コンディショナリティに対する、コービン労働党によるラディカルな改革の意思表示でもあった (Sage 2019: 99-101)。

宮本太郎氏は、労災、疾病等による所得の中断に社会保険で備える代替型から、不安定な労働市場に対処する補完型への所得保障の転換に伴い、ベーシックインカムがワークフェアやアクティベーションと連携する可能性があるという (宮本 2013: 76, 80-87)。しかしベーシックインカムとワークフェアは、原理的には対抗関係にある。先に述べたように、互酬性の原理から見た場合、ベーシックインカムが基底に置いている「多様な互酬性」では、権利と義務は相互に依存しているが、相互に条件付けられていない。この点で、ベーシックインカムは、ワークフェアの福祉契約主義と原理的に異なる (平野 2012: 248-250)。

このように考えると、福祉コンディショナリティが浸透し、福祉契約主義が支配的な言説となっているイギリスの世論を、コービン党首下の労働党がどこまで変えていくことができるのか、果たしてユニバーサル・ベーシックインカムが現実の政策に盛り込まれるかどうか不透明な部分も多いが、注目されよう。

- 1) 今井貴子氏は、①就労支援、②懲罰要件、③就労の見返り (事後的補償政策)、④労働の見返り (事前的補償制度)、⑤雇用創出・維持、⑥労働市場への参入前・退出時の支援という視点から、ブレア・ブラウン政権のワークフェアを分析し、ブレア政権第二期において、公共サービスへの政府投資の拡大が、納税者の痛税感を惹起しない「ステレス再配分」という形で行われていたことに着目し、その点から第二期以降の改革をワークフェアとアクティベーションの折衷型と捉えるべきであると指摘している (今井 2012: 155, 170-172; 今井 2018: 174-179)。
- 2) 従来別々に設置されていた、給付の支給事務を担う給付事務所と就労支援事務を担うジョブセンターが、2002年月より順次、ジョブセンター・プラスに一本化された。こうした変更は、福祉政策と雇用政策の連携強化、すなわちワークフェア的改革を制度的に示すものであると解せよう。
- 3) ワークプログラムは、2017年3月末で終了し、それに代わる制度として、長期失業者や健康上の問題を抱える者を対象とした「雇用と健康プログラム」(Work and Health

- Programme) が2017年秋より段階的に開始されている。
- 4) 2013年10月から、ジョブセンター・プラスのパーソナル・アドバイザーは、「ワークコーチ」(work coach) に名称変更された。
 - 5) ディーコン等は、ワークフェアをめぐる労働・保守両党間のコンセンサスを、第2次大戦後の戦後和解に匹敵する、「新たな福祉和解」と見ることもできると指摘している (Deacon and Patrick 2011)。
 - 6) 全国会計検査院の算出によると、2010年から2015年の間で求職者手当受給者の内、24%が制裁措置を受けていた。その内、1回の制裁措置を受けたのが58%、2回が20%、3回以上が22%であったという (Adler 2018: 53, n. 10)。

参考文献

井上恒男 (2014) 『英国所得保障政策の源流』 ミネルヴァ書房。
 今井貴子 (2012) 「転換期の政策デザイン」 武川正吾・宮本太郎編著『講座 現代の社会政策6 グローバリゼーションと福祉国家』第5章。明石書店、pp. 151-179。
 —— (2018) 『政権交代の政治力学』 東京大学出版会。
 菊地英明 (2011) 「イギリスにおける低所得者向け所得保障と就労支援」『貧困研究』第7巻、pp. 14-22。
 阪野智一 (2002) 「自由主義的福祉国家からの脱却?」 宮本太郎編『福祉国家再編の政治』 ミネルヴァ書房、pp. 149-182。
 —— (2011) 「ニューレイバーとイギリス自由主義レジームの再編」 新川敏光編『福祉レジームの収斂と分岐』 ミネルヴァ書房、pp. 166-198。
 谷太一 (2016) 「就労支援策としてのイギリスの媒介的労働市場プログラム (ILM)」『社会福祉学』第57巻第1号、pp. 101-112。
 —— (2017) 「媒介的労働市場プログラム (ILM) に対するイギリス政府のアンビバレンス」『社会福祉学』第57巻第4号、pp. 109-120。
 平野寛弥 (2012) 「社会政策における互酬性の批判的検討」『社会学評論』第63巻第2号、pp. 239-255。
 三浦まり・濱田江里子 (2012) 「能力開発国家への道」『上智大学論集』第56巻第2・3号、pp. 1-35。
 宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学』 ミネルヴァ書房。
 Adler, Michael (2013) "Conditionality, Sanctions, and the Weakness of Redress Mechanisms in the British 'New Deal,'" in E. Z. Brodtkin and G. Marston eds., *Work and the Welfare State*, Georgetown University Press, pp. 229-248。
 —— (2018) *Cruel, Inhuman or Degrading Treatment?* Palgrave。
 Bailey, Nick, Eldin Fahmy and Jonathan Bradshaw (2018) "The Multidimensional Analysis of Social Exclusion," in G. Bramley and N. Bailey eds., *Poverty and Social Exclusion in the UK Volume 2*, Policy Press, pp. 311-341。
 Baumberg, Ben (2014) "Benefits and the Cost of Living," in A. Park, C. Bryson and J. Curtice eds., *British Social Attitudes 31*, NatCen Social Research, pp. 95-122。
 Blair, Tony (1998) *The Third Way: New Politics for the New Century*, Fabian Society。
 Bourquin, Pascale, Jonathan Cribb, Tom Waters and Xiawei Xu (2019) *Why Has In-work Poverty Risen in Britain?* (IFS Working Paper W19/12) Institute for Fiscal Studies。
 Cooke, Graeme and Kayte Lawton (2008) *Working Out of Poverty*, Institute for Public Policy Research。
 Daguerre, Anne (2015) "The Unemployed and the Moral Case for Benefit Sanctions," *Journal of Social Security Law*, 22 (3), pp. 130-153。

- Daguerre, Anne and David Etherington (2014) *Workfare in 21st century Britain*.
- (2016) “Welfare and Active Labour Market Policies in the UK,” in H. Bochel and M. Powell eds., *The Coalition Government and Social Policy*, Policy Press, pp. 201-219.
- Dar, Aliyah (2016) *Work Programme: Background and Statistics* (HC Library Briefing Paper No. 6340).
- Deacon, Alan and Ruth Patrick (2011) “A New Welfare Settlement? The Coalition Government and Welfare-to-work” in Hugh Bochel ed., *The Conservative Party and Social Policy*, Policy Press, pp. 161-179.
- DfEE (Department for Education and Employment) (2001) *Towards Full Employment in a Modern Society*, Cm 5084.
- DSS (Department of Social Security) (1998) *New Ambitions for our country: A New Contract for Welfare*, Cm 3805.
- DWP (Department for Work and Pensions) (2006) *A New Deal for Welfare*, Cm. 6730.
- (2010a) *21st Century Welfare*, Cm 7913.
- (2010b) *Universal Credit: Welfare that Works*, Cm 7957.
- (2011) *Mandatory Work Activity–Equality Impact Assessment*.
- (2014) *Work Programme Evaluation* (Research Report No 893) .
- (2018) *Tables: Work Programme Statistical to December 2017* (<https://www.gov.uk/government/statistics/work-programme-statistical-summary-data-to-december-2017> 2019年9月22日閲覧) .
- Dwyer, Peter et al. i. e. members of the Welfare Conditionality project team (2018) *Final Findings Report: The Welfare Conditionality Project, 2013-2018*, University of York Press.
- Ervik, Rune and Nanna Kildal (2015) “From Collective to Individual Responsibility?” in Ervik, Kildal and Nilssen eds. (2015) *New Contractualism in European Welfare Policies*, Ashgate pp. 93-117.
- Ervik, Rune, Nanna Kildal and Even Nilssen (2015) “Introduction,” in Ervik, Kildal and Nilssen eds. (2015) *New Contractualism in European Welfare Policies*, Ashgate pp. 1-15.
- Ervik, Rune, Nanna Kildal and Even Nilssen eds. (2015) *New Contractualism in European Welfare States Policies*, Ashgate.
- Finn, dan and Dave Simmonds (2003) *Intermediate Labour Markets in Britain and an International Review of Transitional Employment Programmes*, Department for Work and Pensions.
- Fletcher, Roy and Sharon Wright (2018) “A Hand Up or a Slap Down?” *Critical Social Policy*, 38 (2), pp. 323-344.
- Harai, Daniel (2010) *Welfare to Work Programmes* (HC Library SN/EP/5627)
- HC (House of Commons) Work and Pensions Committee (2012) *Universal Credit implementation, Third Report of Session 2012-13*, HC 576.
- HMT (HM Treasury) , DWP and DCSF (Department for Children, Schools and Families) (2008) *Ending Child Poverty*.
- Levitas, Ruth (1998) *The Inclusive Society?* Macmillan.
- Morgan, Bryn (2009) *Flexible New Deal* (HC Library SN/EP/4849).
- Reeves, Aaron and Rachel Loopstra (2017) “Set up to Fail? How Welfare Conditionality Undermines Citizenship for Vulnerable Groups,” *Social Policy and Society*, 16 (2), pp. 327-338.
- Sage, Daniel (2012) “Fair Conditions and Fair Consequences? Exploring New Labour, Welfare Contractualism and Social Attitudes,” *Social Policy and Society*, 11 (3), pp. 359-373.
- (2019) “The Quiet Revolution? The Labour Party and Welfare Conditionality,” *The Political Quarterly*, 90 (1), pp. 99-106.
- Taulbut, Martin, Daniel F. Mackay and Gerry McCartney (2018) “Job Seeker’s Allowance (JSA) Benefit Sanctions and Labour Market Outcomes in Britain, 2001-2014,” *Cambridge Journal of Economics*. 42 (5), pp. 1417-1434.
- Taylor-Gooby, Peter (2015) “Benefits and Welfare,” in John Curtice and Rachel Ormston eds., *British Social Attitudes 32*, NatCen Social Research, pp.74-101.
- Watts, Beth and Suzanne Fitzpatrick (2018) *Welfare Conditionality*, Routledge.

さかの・ともかず 神戸大学大学院国際文化学研究所教授。最近の主な著作に「イギリス議院内閣制の変容——「政党横断モード」の浸透と議会の影響力強化」佐々木毅編「比較議院内閣制論」(岩波書店, 2019年)。比較政治学専攻。